

ホーム電話利用規約

第1条 (規約の適用)

本規約は、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）と、「ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款」（以下「KDDI：ホーム電話約款」といいます。）に基づきKDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）との間でケーブルプラスホーム電話サービス（以下「ホーム電話サービス」といいます。）の利用に係る契約を締結する者との間におけるホーム電話サービスに係る料金の請求等について適用されます。

2. 当社及びKDDIがホームページその他の手段により通知するホーム電話サービスに係る利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 (規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 (契約の成立)

ホーム電話サービスの申込みをする者（以下「申込者」といいます。）が、本規約を承認し、当社所定の方法により、必要事項を当社に通知するものとします。また、当社を通じてKDDIに対しホーム電話サービスの利用に係る申込みをし、KDDIがこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とするホーム電話サービスに係る料金の請求等に関する契約（以下「本契約」といいます。）が成立します（以下、本契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます。）。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、前項の申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 申込者が当社の業務区域以外に居住する者であるとき。
 - (2) ホーム電話サービスの利用に必要な電波環境が不十分である等、当該申込者によるホーム電話サービスの利用が技術上困難なとき。
 - (3) 申込みをした者が、ホーム電話サービスに係る料金その他当社に対する支払いを怠る恐れおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が法人であることがわかったとき。
 - (5) その他当社の業務遂行上、支障があるとき。
3. 前項の規定により、当社が申込み通知を承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第4条 (ホーム電話サービスに係る債権の譲渡等)

契約者は、KDD I：ホーム電話約款の規定に基づき契約者がKDD Iに対して支払うべき料金その他の債務（以下「本利用料金等」といいます。）に係る債権が、KDD Iの定める所により当社に譲渡されること、その結果当社が本利用料金等を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びKDD Iが契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第5条 （料金）

1. 決済条件

本利用料金等の支払期日及び支払方法は、当社が別に定めるところによります。なお、契約者は、利用明細などを専用WEBページで確認することができます。また、請求書の発行を希望する場合は別表に定める請求書類等発行手数料を支払うものとします。

2. 延滞利息

契約者が、本利用料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%（電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の適用に係る場合にあっては法定利率）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。

第6条 （サポート）

契約者が、KDD Iによるホーム電話サービスの提供開始後も、ホーム電話サービスを利用できない場合は、ホーム電話サービス専用アダプタ（以下「対象端末」といいます。）及び契約者の設備の利用環境・態様に問題がないことを確認のうえ、当社にその旨通知するものとします。

2. 前項の通知に基づき、当社所定のサポート対応（以下「サポート」といいます。）のための手配を行います。ただし、契約者の利用環境・態様及び申告の時間帯等により対応できないまたは相応の時間を要する場合があります。

3. 第1項の規定があるにもかかわらず、契約者の対象端末の利用環境・態様に問題がある場合その他当社またはKDD Iの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートを実施する責を負わないものとします。

第7条 （契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本契約を解除することがあります。この場合において、契約者は契約解除に伴い責務の履行を免除されるものではありません。

- (1) 本利用料金等の全部または一部について支払期日を経過してもなお支払われないときまたは支払われない恐れのあるとき。
- (2) 契約の申込みに当たって、事実と反する通知を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 契約者が、当社に対して事前に通知等することなく当社の業務区域以外に転居等したことが判

明したとき。

(4) ホーム電話サービスの提供に係るKDDIと契約者との契約が終了したとき。

(5) 契約者が、本契約その他契約者と当社との間で成立した契約に違反したまたは違反する恐れがある場合。

(6) その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

2. 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、本契約を解除する日を当社の定める方法により契約者に通知します。ただし、前項第3号に基づく場合または緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8条 (個人情報)

当社は、契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第9条 (不保証)

当社は、本契約の締結により、KDDIから契約者への本サービスの提供を保証するものではありません。

第10条 (国内法への準拠)

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、本規約により生じる一切の紛争等については、熱海簡易裁判所または沼津地方裁判所を管轄裁判所とします。

第11条 (定めなき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社、契約者は誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

(1) この規約は、2025年2月1日より施行します。

【別表】

●第5条に定める料金額

サービス品名	発行手数料
請求書類発行	200 円/通 (税込 220 円/通)